

平成27年10月28日

くるみん認定通知書交付式を実施しました！ (基準適合一般事業主認定)

社会福祉法人さゆり会

(所在地：五島市 業種：社会福祉事業)

長崎労働局（局長 大塚 崇史）は、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、平成27年10月7日に「社会福祉法人さゆり会」（理事長 林田 輝久）を子育てサポート企業として認定（くるみん認定）しました。



社会福祉法人さゆり会
理事 山田 峰雄 様

大塚 長崎労働局長

社会福祉法人さゆり会の取組の概要

認定企業（社会福祉法人さゆり会）の概要

所在地 五島市
労働者数 260人（男性81人、女性179人）
事業内容 社会福祉事業

行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成23年4月1日～平成27年8月31日）

- 1 平成27年8月末日までに、年次有給休暇の取得状況を次の水準にする。
「職員一人あたりの年次有給休暇平均取得日数を1日以上増やす。」
- 2 計画期間中の女性職員の育児休業取得率100%を達成する。

企業からの一言

行動計画策定に当たって工夫した点

職員（常勤・非常勤）の年次有給休暇の取得状況を調査・分析した上で、法人内の各事業所に対して、職員が積極的に年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるよう周知しました。

また、当法人は女性職員の割合が高く、子育てをしながら働く職員も多いため、育児休業取得に係る規程の周知と対象職員への説明等を行いました。

行動計画策定・実施の効果

行動計画期間中の女性職員の育児休業取得率100%を達成し、職員一人あたりの年次有給休暇平均取得日数も増加しています。

また、計画期間中に1名の男性が初めて子の看護休暇を取得しました。

子の看護休暇を取得した男性従業員の声

子どもの定期健康診断同行のために、子の看護休暇を一日取得し、受診後も子どもと一緒に過ごすことができました。健康診断では、身体測定以外にも子どもの問診等にも立ち会うことができ、普段見ることができない一面を見られるいい機会でした。また、健康診断では、臨床心理士や保健師など専門家からの講話もあり、今後の子育ての参考になりました。

子の看護休暇を取得した男性従業員の上司の声

当法人では、圧倒的に女性職員が多い職場ですが、同時に未だ男性上位的な考え方が強く残っている地域でもあります。このため、夫婦共同のように常勤職員として働いていても、子育てに関することは、基本的に女性が行うものという考え方が強く、男性が子育てのために休むというようなことは考えにくい現状があります。そうした中で今回勇気を持って、子の看護休暇を取得したいと申請された時には一瞬驚きましたが、既に制度として設けられているのに、それに戸惑っている自分が逆に反省しなければならないことを強く思い知らされました。

今後はこれをきっかけに、法人内でも徐々に子の看護休暇を取得する男性職員が増えてくれることを願っています。同時にそうしたことが法人外の他の法人にも良い影響を与え、地域全体として、子育ては両親で平等に行うものという当たり前のことが、まかり通る地域になってほしいと思います。

* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

* 次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryo-2.pdf>

・新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

* 次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000074918.pdf>

* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、
長崎労働局雇用均等室 電話 095(801)0050

